

広島市監査委員	山田	康
同	福永	宏
同	福島	和宏
同	井口	聰

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市病院事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 社会保険広島市民病院事業
- 2 監査結果公表年月日 平成13年2月9日（広島市監査公表第3号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一

4 監査の結果（指摘事項）及び措置内容

(1) 固定資産の保管管理

ア 現物管理の執行状況

(7) 監査の結果（指摘事項）

放射線科及び人工腎臓センターの固定資産のうち、除却済にもかかわらず、固定資産台帳から除かれていない固定資産があった。所定の除却申請手続きに基づき適切な処理を行うべきである。

(1) 措置内容

固定資産除却漏れの3件について、平成12年11月30日で除却手続きを行った。

今後はこのようなことのないよう3年に1度のローテーションで固定資産の実地照合を行うなど、事務処理の周知徹底を図った。

イ その他

(7) 監査の結果（指摘事項）

駐車場敷金のうち、既に賃貸借契約が解除され、賃貸借契約の事実がないにもかかわらず、その他の投資勘定に計上されたままになっているものがあった。

事実関係を調査の上、過年度損益修正損とする等の適切な処理を行う必要がある。

(1) 措置内容

調査の結果、債務者が存在しなかったことから、債権は既に消滅しており、過年度損益修正損として会計処理を行った。